

香陵公園周辺整備 P F I 事業  
実施方針

平成 30 年 10 月 15 日

沼津市



## 目 次

第1 特定事業の選定に関する事項	1
1. 事業内容に関する事項	1
2. 特定事業の選定及び公表等に関する事項	7
第2 事業者の募集及び選定に関する事項	9
1. 事業者選定の方式	9
2. 選定の手順及びスケジュール	9
3. 募集及び選定手続き等	10
4. 入札参加者の備えるべき入札参加資格要件	14
5. 審査及び選定に関する事項	18
6. 審査結果及び評価の公表方法	19
7. 提出書類の取扱い	19
第3 PFI 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	21
1. 責任の分担	21
2. 提供されるサービス水準	21
3. PFI 事業者の責任の履行に関する事項	21
4. 市による事業の実施状況のモニタリング	21
第4 立地並びに規模及び配置に関する事項	23
1. 立地条件	23
2. 施設構成の概要	23
第5 事業計画及び事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	25
第6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	25
1. PFI 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	25
2. 不可抗力等の事由により事業の継続が困難となった場合	25
3. 金融機関等（融資団）と市との協議	26
4. その他	26
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	27
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	27
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	27
3. その他の支援に関する事項	27
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	28
1. 議会の議決	28
2. 情報公開及び情報提供	28
3. 応募に伴う費用負担	28

4. 問合せ先..... 28

様式 1 実施方針等に関する説明会参加申込書

様式 2 実施方針等に関する質問書

様式 3 実施方針等に関する意見・提案書

様式 4 対話参加申込書

添付資料 1 リスク分担表（案）

添付資料 2 サービス購入費の基本的な考え方

別添資料 香陵公園周辺整備 PFI 事業 業務要求水準書（案）

沼津市（以下「市」という。）は、香陵公園周辺整備 PFI 事業（以下「本事業」という。）の実施にあたり、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図り、民間と行政のパートナーシップのもとで、本事業に求められている役割や機能が最大限発揮され、市民ニーズに合致した質の高い公共サービスの提供と、効果的・効率的な業務の遂行のため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

本事業に関し、PFI 法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する事業者（以下「PFI 事業者」という。）の選定を行うに当たって、PFI 法第 5 条第 1 項の規定により特定事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めたので、同条第 3 項に基づき、次のとおり公表する。

## 第1 特定事業の選定に関する事項

### 1. 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

香陵公園周辺整備 PFI 事業

#### (2) 事業に供される公共施設の種類

新市民体育館、新駐車場（平面部・立体部）、及び外構

#### (3) 公共施設等の管理者

沼津市長 頼重 秀一

#### (4) 事業目的

市民体育館は、昭和 48 年に「スポーツの振興と市民の心身の健全な育成等を図る」ことを目的に設置されたが、経年等による施設・設備の老朽化が著しく、構造上の問題から耐震補強ができない状況にある。

一方で、時代の移り変わりとともに、健康志向の高まりなども相まってスポーツに対するニーズは多様化、高度化しており、その対応が求められている。

これらの状況を踏まえ、市では、平成 25 年 9 月に「沼津市新市民体育館整備基本構想」、平成 29 年 8 月に「沼津市新市民体育館整備基本計画」を策定し、新たな体育館をまちづくりの視点等を踏まえ、新たな場所に設置することとした。

本事業は、持続可能なコンパクトなまちづくりの一環として、平成 29 年 8 月に策定した「香陵公園周辺整備基本計画」に定めた都市機能の適切な集約と 5 つの将来像の実現により居住環境を向上させるとともに、「沼津市スポーツ推進計画」に定める

“市民ひとり1スポーツ”の推進を図るため、それぞれの年齢や健康状態、技術、興味、目的に応じて、子供から高齢者まで市民ひとり一人が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境を提供することを目的とする。

## (5) 事業の範囲

本事業は、新設する新市民体育館及び新駐車場に加え、本事業対象地内（以下、「外構」という。）の設計、建設、工事監理、維持管理及び運営（既存施設の解体を含む。）を一体的に行うものとし、これらの業務を統括管理する。

なお、本事業地内に存置する市民文化センターの維持管理及び運営については、本事業とは別とし、市が別途選定する指定管理者が行うほか、以下のとおりとする。

対象施設	業務範囲							引渡時期 (市→PFI事業者)	
	統括管理	設計	建設整備	工事監理	維持管理	運営	解体		
新市民体育館	○	○	○	○	○	○			
新駐車場（平面部・立体部）	○	○	○	○	○	○			
外構	○	○	○	○	○	○			
既存施設	沼津市宮香貫駐車場	○				▲	▲	事業者提案による	
	沼津市宮香陵駐車場	○				●	●	2023年2月	
	沼津勤労者体育センター	○				▲	▲	○	2023年2月
	沼津市香陵武道場	○				▲	▲	○	2023年2月
	沼津市勤労青少年ホーム	○				▲	▲	○	市との協議による
	旧香陵運動場管理棟							○	事業者提案による
	沼津市民文化センター					●	●		
	沼津市消防団第3分団詰所					▲	▲		

○：PFI事業者      ●：市が別途選定する指定管理者      ▲：市が業務委託する者

## (6) 事業方式

本事業は、PFI法に基づく特定事業を実施するものとし、PFI事業者が新市民体育館、新駐車場（平面部・立体部）及び外構（以下「本施設」という。）の設計、建設を行い、市に施設の所有権を移転した後に、事業期間の終了までの間、地方自治法第244条の2第3項に基づく「指定管理者」（以下、「指定管理者」という。）として維持管理及び運営業務を行うBT0（Build, Transfer and Operate）方式とする。

また、指定管理者の指定にあたっては、市は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、施設の設置及び管理に関する事項を条例で定める。

## (7) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約（本契約）締結の日（2019年12月を予定）から2038年3月までの18年4か月を予定している。

## (8) 業務の範囲

PFI事業者が実施する業務の範囲は、次のとおりとする。内容については、「香陵公園周辺整備 PFI 事業 業務要求水準書（以下「業務要求水準書」という。）（案）」等を参照のこと。

### 1) 統括管理業務

- ① 統括マネジメント業務
- ② 総務・経理業務
- ③ モニタリング評価業務
- ④ その他必要な業務

### 2) 設計・建設・工事監理業務

PFI事業者は、設計・建設段階における以下の業務を実施する。

- ① 事前調査業務及びその他関連業務（市が提示した調査以外に PFI 事業者が必要とする調査を含む。）
- ② 既存施設の解体に係る設計及びその関連業務
- ③ 施設整備に係る設計及びその関連業務
- ④ 既存施設の解体工事及びその関連業務
- ⑤ 施設整備に係る建設工事及びその関連業務
- ⑥ 備品（什器含む）の設置及びその関連業務
- ⑦ 工事監理業務
- ⑧ 建設に伴う各種申請等の業務
- ⑨ 市が行う国庫支出金（補助金）及び地方債申請の協力業務
- ⑩ 本施設の引渡業務
- ⑪ その他設計・建設に伴い必要となる業務

### 3) 開業準備業務

- ① 開業準備業務
- ② 施設の利用促進に係る業務
- ③ 開館式典及び内覧会等の実施に係る業務
- ④ 開業準備期間中の維持管理業務

#### 4) 維持管理業務

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備保守管理業務
- ③ 備品・什器等保守管理業務
- ④ 清掃業務
- ⑤ 環境衛生管理業務
- ⑥ 警備業務
- ⑦ 修繕業務
- ⑧ 植栽管理業務
- ⑨ 外構管理業務
- ⑩ 長期修繕計画策定業務

#### 5) 運營業務

- ① 利用者等対応・利用受付業務
- ② 予約システム関連業務
- ③ 消耗品・備品管理業務
- ④ 広告・宣伝業務
- ⑤ 駐車場運營業務
- ⑥ 安全管理業務
- ⑦ スポーツ振興事業推進業務
- ⑧ 行政等への協力・調整業務
- ⑨ 期間終了後の引継業務

#### (9) 施設の利用形態

本事業における施設の利用形態は、以下のとおりである。利用形態の詳細や利用条件、料金等設定の考えは業務要求水準書で提示する。

##### 1) 一般個人利用

施設を一般に開放し、広く個人の利用に供する利用形態をいう。

##### 2) 市専用利用

市が特定の日時を指定して主催者として事業を実施し、施設を優先的に使用する形態をいう。

##### 3) 事業者専用利用

PFI 事業者主催の大会・イベント等や PFI 事業者が実施する教室・講座・講習会等

の個人参加型事業など、PFI 事業者が施設を専用して事業を実施することで利用者の便益に資する利用形態をいう。

#### 4) 一般専用利用

各種団体等が主催者として実施する大会・イベントや各種団体への施設の貸出など、団体等の利用に供する利用形態をいう。

### (10) PFI 事業者の収入

#### 1) 市が支払うサービス購入費

##### ① 設計・建設業務の対価

本施設の設計、建設及び工事監理に要する費用及び市が分割して支払うことに伴う割賦利息等の合計額で、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき市と PFI 事業者の間で締結する事業契約（以下、「事業契約」という。）においてあらかじめ定める額を割賦方式により、PFI 事業者を支払う。なお、市は施設建設費の一部について国庫支出金（補助金）及び地方債等による財源確保を検討しており、これらの収入については、施設ごとに引渡時に一括して PFI 事業者を支払う。

##### ② 開業準備業務の対価

本施設の開業準備に係る費用で、新市民体育館の引渡時に事業契約においてあらかじめ定める額を一括で支払う。

##### ③ 維持管理・運営業務の対価

本施設の維持管理及び運営に要する費用のうち、PFI 事業者の提案金額を基に決定した金額で、各施設の所有権移転後、事業期間終了までに、事業契約においてあらかじめ定める額を各年度四半期ごとに支払う。

#### 2) 利用者から得る収入

PFI 事業者は、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に基づき、新市民体育館及び新駐車場の利用料金を徴収し自らの収入とする。なお、本施設は公の施設に該当することから、施設の利用料金については、地方自治法第 244 条の 2 第 9 項の規定により、市が示す上限の範囲内で PFI 事業者が提案を行い、市の承認を受けなければならない。

なお、市が直接主催する大会・イベントその他事業の参加料については、市の収入とする。

#### 3) 独立採算により行う事業に係る収入

PFI 事業者は、自動販売機の設置・運営等を行う自由提案事業のほか、施設の整備費、光熱水費等の維持管理・運営費の全てを自らが負担して運営する自由提案施設事業を行うことができる。これらの収入は直接、PFI 事業者の収入とする。

## (11) 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは、以下のとおりである。

### 1) 事業期間(予定)

新駐車場（立体部） ※西エリアに独立して整備する場合

① 設計・建設期間	事業契約締結日～2020年12月（提案による）
② 竣工・引渡し	2020年12月末日まで（提案による）
③ 供用開始	2021年1月（提案による）
④ 維持管理・運営期間	引渡し予定日～2038年3月（17年3か月）

新市民体育館

① 設計・建設期間	事業契約締結日～2022年12月
② 竣工・引渡し	2022年12月末日まで
③ 供用開始	2023年1月
④ 維持管理・運営期間	引渡し予定日～2038年3月（15年3か月）

新駐車場（平面部）・外構

① 設計・建設期間	事業契約締結日～2024年3月
② 竣工・引渡し	2024年3月末日まで
③ 供用開始	2024年4月
④ 維持管理・運営期間	引渡し予定日～2038年3月（14年）

### 2) 事業契約等の締結(予定)

① 基本協定	2019年10月
② 仮契約	2019年11月
③ 事業契約（本契約）	2019年12月
④ 指定管理者の指定	2019年12月

## (12) 事業に必要なと想定される主な根拠法令等

PFI 事業者が本事業を実施するにあたって、遵守すべき主な法令は以下のものとする。

- 1) 地方自治法
- 2) 社会教育法
- 3) スポーツ基本法
- 4) 都市計画法
- 5) 建築基準法

- 6) 道路法
- 7) 駐車場法
- 8) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)
- 9) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)
- 10) 屋外広告物法
- 11) エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (省エネルギー法)
- 12) 消防法
- 13) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (ビル管法)
- 14) 興行場法
- 15) 文化財保護法
- 16) 電気通信事業法
- 17) 静岡県建築基準条例
- 18) 静岡県福祉のまちづくり条例
- 19) 静岡県環境基本条例
- 20) 静岡県建築構造設計指針
- 21) 沼津市建築基準法施行細則
- 22) 沼津市景観条例
- 23) 沼津市屋外広告物条例
- 24) 静岡県防災拠点等における設備地震対策ガイドライン
- 25) 静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則
- 26) その他関連する法令等

### (13) 事業期間終了時

PFI 事業者は、本事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業期間の終了時まで本施設を入札説明書等に示す良好な状態に保持すること。

また、新市民体育館及び新駐車場（立体部）について、建物竣工時にその構造や用途に応じて適切にライフサイクルを設定し、さらに長寿命化を図ることを目的とした長期修繕計画を策定して市に提出し、運営開始から 10 年を経過した時点で内容を見直すこと。なお、事業終了 2 年前には、施設の状況についてチェック・評価を行い、長期修繕計画の時点修正を行うとともに、報告書を市に提出すること。

## 2. 特定事業の選定及び公表等に関する事項

### (1) 特定事業の選定

市は、本事業について、市の財政負担額が同一の水準である場合に事業期間を通じて業務要求水準書に示す業務の質と市民サービスの水準の向上が期待できる場合、または従来型の手法により実施した場合に比べて、PFI の手法により実施することの方

が財政資金の効率的・効果的活用を図ることが期待できる場合に限り、特定事業として選定する。

## (2) 選定基準・手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

- 1) 財政負担総額の算出による定量的評価（現在価値換算）
- 2) PFI 事業者に移転されるリスクの評価
- 3) PFI 事業として実施することの定性的評価
- 4) VFM (Value For Money) の検討
- 5) 上記 1) ～4) を踏まえた総合的評価

## (3) 選定結果の公表方法

本事業を特定事業と選定した場合は、VFM 評価を明らかにしたうえで、市のホームページへの掲載等により公表する。

なお、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっても、同様に公表する。

## 第2 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1. 事業者選定の方式

本事業は、多種多様な業務で構成される事業であることに鑑み、事業者には複数の企業によるグループ（以下、「応募グループ」という。）での応募を求めるものとする。

また、本事業は設計・建設段階、開業準備段階及び維持管理・運営段階の各業務を通じて、効果的・効率的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、PFI 事業者の選定には価格のみならず、PFI 事業者の持つ経営能力及び技術的能力を総合的に評価することが必要である。このため、PFI 事業者の募集及び選定の方法は、総合評価一般競争入札（昭和 22 年政令第 16 号）地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2）を採用する予定である。

### 2. 選定の手順及びスケジュール

選定にあたっての手順及びスケジュールは、下記のとおりである。

日 程（予定）	内 容
2018 年 10 月 15 日	① 実施方針等の公表
10 月 22 日	② 実施方針等に関する説明会の開催
10 月 23 日～11 月 9 日	③ 実施方針等に関する質問及び意見・提案の受付
11 月 30 日	④ 実施方針等に関する質問及び意見・提案への回答の公表
12 月 17 日～18 日	⑤ 対話の実施
2019 年 2 月	⑥ 特定事業の選定及び公表
4 月	⑦ 入札公告（入札説明書等の公表）
4 月	⑧ 入札説明書等に関する質問の受付
4 月	⑨ 自由提案事業の照会
5 月	⑩ 入札説明書等に関する質問への回答の公表
5 月	⑪ 入札参加資格確認申請書の受付
5 月	⑫ 入札参加資格確認結果の通知
5 月	⑬ 対話の受付及び実施
7 月	⑭ 入札及び提案書の受付
9 月	⑮ 落札者の決定及び公表
10 月	⑯ 基本協定の締結
11 月	⑰ 仮契約の締結
12 月	⑱ 本契約の締結

### 3. 募集及び選定手続き等

募集及び選定手続き等は以下のとおりである。

なお、本市では情報セキュリティ確保のため、「セキュアファイル交換サービス」を利用したファイルの無害化処理を実施しており、書類を提出する場合は、事前に添付ファイルなしの電子メールにて、提出をする旨を連絡すること。（市にてサービスへの登録を行うことを踏まえ、添付ファイル送付の前日には連絡すること。その際、電子メールの件名は、以下「申込方法」に記載のタイトルとすること。その後の手順は本市から送信される電子メールの内容に従うこと。）

#### (1) 実施方針等の公表（2. 選定の手順及びスケジュール①）

本事業に対する事業者の参入促進に向け、実施方針及び要求水準書(案)（本編及び別添資料）を市ホームページで公表する。

URL <https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/office/ichiran/toshikei/kouryou/index.htm>

#### (2) 実施方針等に関する説明会の開催（②）

実施方針等に関する説明会を次のとおり開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について市の考え方を提示する。

##### 1) 開催日時

2018年10月22日（月）13時30分～15時00分

##### 2) 開催場所

沼津市役所 水道部庁舎 3階会議室（沼津市御幸町2番20号）

##### 3) 申込方法

説明会への参加希望者は、様式1「説明会参加申込書」に記入のうえ、電子メールにて下記アドレス宛にファイルを提出し、申し込むこと。その際、電子メールの件名は「説明会」とし、来場予定者の人数（1社あたり最大3名とする）、氏名、会社名を記入すること。

なお、ファイル形式はMicrosoft Wordとし、バージョンは2013で閲覧可能なものとする。

また、電子メール送信の後、24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信が無い場合は、速やかに担当事務局へ連絡すること。

##### 4) 申込期間

2018年10月15日（月）から10月19日（金）16時まで（必着）

## 5) 申込先

沼津市 都市計画部 香陵公園周辺整備室（担当事務局）

E-Mail : kouryo@city.numazu.lg.jp

## 6) 注意事項

説明会当日は、実施方針等は配付しないので、市ホームページからダウンロードして持参すること。

また、説明会当日は質問、意見等は受け付けない。

## (3) 実施方針等に関する質問及び意見・提案の受付、回答の公表（③・④）

実施方針等に記載した内容に関する質問及び意見・提案の受付、並びに回答の公表を次のとおり行う。

### 1) 受付期間

2018年10月23日（火）～11月9日（金）17時まで（必着）

### 2) 提出方法

質問及び意見・提案の内容を簡潔にまとめ、「質問書」（様式2）又は「意見・提案書」（様式3）に記入のうえ、電子メールにて下記のアドレス宛に提出すること。その際、電子メールの件名は「実施方針等に関する質問書」又は「実施方針等に関する意見・提案書」とすること。

なお、電子メール送信の後、土、日及び祝日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに担当事務局に連絡すること。

また、ファイル形式はMicrosoft Excel とし、バージョン2013で閲覧可能なものとする。

### 3) 回答方法

質問及び意見・提案に対する回答は、質問者等の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると市が認めたものを除き、一括して2018年11月30日（金）までに市ホームページにて公表する。

また、事業者等から提出のあった意見等のうち、市が必要と判断した意見等については直接ヒアリングを行うことがある。

URL <https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/office/ichiran/toshikei/kouryou/index.htm>

#### 4) 質問又は意見・提案の提出先

沼津市 都市計画部 香陵公園周辺整備室（担当事務局）

E-Mail : kouryo@city.numazu.lg.jp

#### (4) 対話の受付及び実施 (5)

本事業について、市と本事業への応募者間で十分な認識の共有を図ることにより、応募グループから市の意図にあった提案が提出されることを目的として、対面による対話を次のとおり予定している。

##### 1) 開催日時

2018年12月17日（月）～12月18日（火）

##### 2) 開催場所

沼津市役所（沼津市御幸町16番1号）

##### 3) 申込方法

説明会への参加希望者は、「対話参加申込書」（様式4）に記入のうえ、電子メールにて下記のアドレス宛にファイルを提出し、申し込むこと。その際、電子メールの件名は「対話参加申込書」とし、来場予定者の人数（最大3名とする）、氏名、会社名を記入すること。

なお、ファイル形式はMicrosoft Wordとし、バージョンは2013で閲覧可能なものとする。

また、電子メール送信の後、24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信が無い場合は、速やかに担当事務局へ連絡すること。

##### 4) 申込期間

2018年12月3日（月）から12月7日（金）17時まで（必着）

##### 5) 申込先

沼津市 都市計画部 香陵公園周辺整備室（担当事務局）

E-Mail : kouryo@city.numazu.lg.jp

##### 6) 注意事項

対話の内容については、対話者等の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると市が認めたものを除き、一括して市ホームページにて公表する。

なお、対話に参加しない者が入札に参加することを妨げない。

#### (5) 実施方針の変更

実施方針公表後における応募グループからの意見等を踏まえ、特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合は、速やかに、その内容を市ホームページで公表する。

#### (6) 特定事業の選定及び公表 (⑥)

実施方針等に対する意見等や対話を踏まえ、本事業が PFI 事業として実施すべき事業か否かを評価し、PFI 事業として実施することが適切であると判断した場合には、PFI 法第 7 条の規定に基づき、本事業を特定事業として選定し、その結果を市ホームページで公表する。

また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様に公表する。

#### (7) 入札公告 (入札説明書等の公表) (⑦)

実施方針等に対する事業者からの意見等を踏まえ、入札公告を行う。併せて入札説明書等 (入札説明書、業務要求水準書、落札者選定基準、基本協定書 (案)、事業契約書 (案) 等を含む。) を市ホームページで公表する。

#### (8) 入札説明書等に関する質問の受付、回答の公表 (⑧・⑩)

入札説明書等を公表した後、入札説明書等に関する内容について質問を受け付け、回答を行う。具体的な日程及び質問回答の公表方法は、入札説明書により提示する。

#### (9) 自由提案事業の照会 (⑨)

本事業では提案書受付に先立ち、自由提案事業につき、提案範囲の確認を行う予定である。入札参加者は事業の概要を示す資料を提出し (複数提案可能)、提案として提出することの採否について市の判断を仰ぐこと。結果は、対話時に内容を確認した後、通知する。

#### (10) 入札参加資格確認申請書の受付、入札参加資格確認結果の通知 (⑪・⑫)

本事業への入札参加資格の確認のため、入札参加者は資格確認に必要な書類を提出する。資格確認の結果は、入札参加者に通知する。

なお、入札参加資格確認申請書等の提出方法・時期、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書により提示する。

#### (11) 対話の受付及び実施 (⑬)

本事業について、市と入札参加者の間で十分な認識の共有を図ることにより、入札

参加者から市の意図にあった提案が提出されることを目的として、対面による対話を予定している。

なお、具体的な実施方法は、入札説明書により提示する。

#### (12) 入札及び提案書の受付 (14)

入札参加資格の確認を受けた者のうち、資格を有するとされた者に対して入札説明書に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案書の提出を求める。

なお、提案書の提出方法・時期、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書により提示する。

### 4. 入札参加者の備えるべき入札参加資格要件

#### (1) 入札参加者の構成等

- 1) 本事業は複数の公の施設と多様な業務により構成されているため、入札参加者は、本事業で実施する設計業務を行う企業（以下「設計企業」という。）、本施設の建設業務を行う企業（以下「建設企業」という。）、工事監理業務を行う企業（以下「工事監理企業」という。）、本施設の維持管理業務を行う企業（以下「維持管理企業」という。）及び本施設の運営業務を行う企業（以下「運営企業」という。）を含む企業等によって構成されるグループとする。

なお、同一の者が複数の業務を兼ねて行うことを妨げないが、同一の者又はその者の子会社又は親会社が、建設業務を行う者と工事監理業務を行う者を兼ねることはできない。

※「子会社」とは、会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による子会社をいい、「親会社」とは、会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。（以下、同じ。）

- 2) グループのうち、PFI 事業者に出資を予定している者で、PFI 事業者から直接業務を受託または請け負うことを予定している者を「構成員」、PFI 事業者に出資を予定していない者で、PFI 事業者から直接業務を受託または請け負うことを予定している者を「協力会社」とし、入札参加資格確認申請時にいずれの立場であるかを明らかにすること。
- 3) 構成員及び協力会社には、できるだけ市内企業または、市内に営業所を有する企業を加えるように努めるとともに、工事開始から維持管理・運営期間が満了するまでの間、必要な資器材・飲食物・消耗品等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮しながら、本事業を実施すること。
- 4) 構成員及び協力会社以外の者で、SPC に出資を予定している者がいる場合には、提案時にその出資者について明らかにすること。

- 5) 入札参加者は、入札参加資格確認申請時に構成員の中から「代表企業」を定め、その者がグループを代表して入札手続き等を行うこと。
- 6) 一のグループの構成員または協力会社並びにその子会社または親会社は、他のグループの構成員または協力会社になることはできない。

## (2) 入札参加者の参加資格要件（共通事項）

入札参加者の構成員及び協力会社は、以下の要件を満たすものとする。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2) 沼津市競争入札等参加有資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- 3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされた者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされた者。（ただし、後二者のうち、手続開始の決定後、裁判所から更生計画又は再生計画が認可され、市の審査を受けて応募資格を有すると認められた者を除く。）
- 4) 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- 5) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること。（これらの届出にかかる義務を有する場合に限る）
- 6) 市が本事業について、導入可能性調査及びアドバイザー業務を委託した(株)日本経済研究所、(株)日本経済研究所が本アドバイザー業務において提携関係にある(株)安井建築設計事務所、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、並びにこれらの子会社または親会社でない者であること。
- 7) 直近 1 年間の法人税、法人市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 8) PFI 法第 9 条の規定に該当しない者であること。
- 9) 学識経験者等で構成する沼津市 PFI 事業検討委員会（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 4 項。以下「検討委員会」という。）の委員が属する企業またはその企業の子会社または親会社でないこと。

## (3) 入札参加者の参加資格要件（業務別）

構成員及び協力会社は、本事業において行う予定の業務について、以下の資格要件を満たしていなければならない。

なお、複数の業務についての要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができることとする。

ただし、建設業務と工事監理業務は、同一の者または資本面もしくは人事面において関係のある者が兼ねてはならない。

※「資本面において関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

## 1) 設計企業は、次の要件を満たしていること。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ② 当該企業が担当する業務と同一種類の業務を 2019 年 1 月 1 日（以下、「基準日」という。）の直前 2 年の各事業年度の期間において完成させた実績があり、かつ、基準日の直前に到来した事業年度の終了の日まで引き続き 2 年以上営業している者とする。ただし、営業に関して法律上登録を受けることが必要とされる業務について当該登録を受けていない者を除く。
- ③ 2003 年 4 月 1 日以降に完了したもので、1,500 ㎡以上の無柱空間を有する体育館等の類似施設（屋内型のスポーツ施設）及び駐車・駐輪場の同種類施設の実設計の元請の実績（新築または改築に限る。）を有する者であること。なお、本実績は、設計に当たる者が複数の場合、そのうちの 1 者が有すればよいものとする。

## 2) 建設企業は、次の要件を満たしていること。

- ① 入札参加者として参加する建設企業は、応募する営業所等において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の許可を受けた者であること。
- ② 当該企業が担当する建設工事と同一種類の建設工事について、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による審査を受けた者であること。
- ③ 当該企業が担当する建設工事と同一種類の建設工事を基準日の直前 2 年の各事業年度の期間において完成させた実績があり、かつ、基準日の直前に到来した事業年度の終了の日まで引き続き 2 年以上建設業を営んでいること。
- ④ 2003 年 4 月 1 日以降に元請として完成・引渡し完了したもので、1,500 ㎡以上の無柱空間を有する体育館等の類似施設（屋内型のスポーツ施設）及び駐車・駐輪場の同種類施設の建設工事の元請の実績を有する者であること。
- ⑤ 経営事項審査結果通知書（最新のもの）における建築一式工事の総合評定値が 1,300 点以上の者であること。
- ⑥ 上記④及び⑤の要件は、建設に当たる者が複数の場合、そのうちの 1 者が有すればよいものとする。

**3) 工事監理企業は、次の要件を満たしていること。**

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 当該企業が担当する業務と同一種類の業務を基準日の直前2年の各事業年度の期間において完成させた実績があり、かつ、基準日の直前に到来した事業年度の終了の日まで引き続き2年以上営業している者とする。ただし、営業に関して法律上登録を受けることが必要とされる業務について当該登録を受けていない者を除く。
- ③ 2003 年 4 月 1 日以降に完了したもので、1,500 ㎡以上の無柱空間を有する体育館等の類似施設（屋内型のスポーツ施設）及び駐車・駐輪場の同種類似施設の工事監理の元請の実績（新築または改築に限る。）を有すること。なお、本実績は、工事監理に当たる者が複数の場合、そのうちの1者が有すればよいものとする。

**4) 維持管理企業は、次の要件を満たしていること。**

- ① 当該企業が担当する業務と同一種類の業務を基準日の直前2年の各事業年度の期間において受注した実績があり、かつ、基準日の直前に到来した事業年度の終了の日まで引き続き2年以上営業している者とする。
- ② 2003 年 4 月 1 日以降に受注した維持管理業務で、連続した複数年度の期間において体育館等の類似施設の維持管理実績を有すること。なお、本実績は、維持管理に当たる者が複数の場合、そのうちの1者が有すればよいものとする。
- ③ 維持管理業務の遂行にあたり必要な資格（許可、登録、認定等）を有すること。

**5) 運営企業は次の要件を満たしていること。**

- ① 当該企業が担当する業務と同一種類の業務を基準日の直前2年の各事業年度の期間において受注した実績があり、かつ、基準日の直前に到来した事業年度の終了の日まで引き続き2年以上営業している者とする。
- ② 2003 年 4 月 1 日以降に受注した運営業務で、連続した複数年度の期間において体育館等の類似施設での運営実績を有すること。なお、本実績は、運営に当たる者が複数の場合、そのうちの1者が有すればよいものとする。
- ③ 運営業務の遂行にあたり必要な資格（許可、登録、認定等）を有すること。

**(4) 入札参加資格の確認等**

- 1) 入札参加資格要件等の確認基準日は、入札参加資格確認申請書の提出締切日とする。
- 2) 入札参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、入札参加者の構成員または協力会社のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成員または協力会社が入札参加資

格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、入札に参加できる。

- ① 入札参加者が入札参加資格要件を欠いた構成員または協力会社に代わって入札参加資格要件を満たす構成員または協力会社を補充し、必要書類を提出したうえで、市が入札参加資格を確認し、開札日までにこれを認めたとき。
  - ② 入札参加資格要件を欠いた構成員または協力会社が担当する業務にあたる構成員または協力会社が複数である場合で、入札参加資格要件を欠いた構成員または協力会社を除く構成員または協力会社で全ての入札参加資格を満たすことを開札日までに市が認めたとき。
- 3) 開札日の翌日から落札決定日までの間、入札参加者の構成員または協力会社のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者は落札者決定のための審査の対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員または協力会社が入札参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、入札参加者の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができる。
- ① 入札参加者が入札参加資格要件を欠いた構成員または協力会社に代わって入札参加資格要件を満たす構成員または協力会社を補充し、必要書類を提出したうえで、市が入札参加資格及び設立を予定する SPC の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成員または協力会社の入札参加資格要件等の確認基準日は、入札参加資格を欠いた構成員または協力会社の入札参加資格を欠いた日とする。
  - ② 入札参加資格要件を欠いた構成員または協力会社が担当する業務にあたる構成員または協力会社が複数である場合で、入札参加資格要件を欠いた構成員または協力会社を除く構成員または協力会社で全ての入札参加資格を満たし、かつ、設立を予定する SPC の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。

## 5. 審査及び選定に関する事項

### (1) 審査手順に関する事項

審査は、検討委員会（が「落札者決定基準」（地方自治法第 167 条の 10 の 2 第 3 項）に基づき、建築計画、事業計画、維持管理計画、運営計画、資金計画等の各面から総合的に提案書の審査・評価を行う。

なお、検討委員会の委員及び落札者決定基準は、入札説明書と併せて公表する。

### (2) 落札者の決定及び公表（2. 選定の手順及びスケジュール⑮）

市は、検討委員会による評価の結果をもとに、落札者を決定し、市ホームページで公表する。

なお、提案書の提出後、検討委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のための接触等の働きかけを行った場合は、落札者決定のための審査の対象から除外する。

### (3) 基本協定の締結 (16)、仮契約の締結 (17)、本契約の締結 (18)

市は、落札者との間で PFI 事業に関する基本協定を締結する。

落札者は、基本協定に従い、PFI 事業を実施するための特別目的会社（以下「SPC (Special Purpose Company)」という。）を設立し、仮契約を締結する。

また、仮契約は、議会の議決を経たときに本契約となる。

### (4) SPC の設立等に関する要件

落札者は、仮契約の締結前までに、会社法（平成 17 年 7 月 26 日号外法律第 86 号）に定める株式会社として、PFI 事業を実施する SPC を沼津市内に設立する。

落札者の全ての構成員は、当該 SPC に対して出資を行う者とする。

当該 SPC への出資者が有する議決権の割合は、代表企業の議決権割合が最大になるものとし、構成員全体が有する議決権の割合は、全ての議決権の 50% を超えるものとする。

なお、全ての構成員は、事業契約が終了するまでの間、SPC の株式を保有する者とし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定、その他一切の処分を行ってはならない。

## 6. 審査結果及び評価の公表方法

審査の結果及び評価（PFI 法第 11 条第 1 項）については、落札決定後、速やかに市ホームページで公表する。

## 7. 提出書類の取扱い

### (1) 著作権

応募書類の著作権は、入札参加者に帰属する。

ただし、市は、本事業の内容を公表する場合、または市が必要とする場合には、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、PFI 法第 11 条第 1 項に基づく客観的評価の公表（審査講評の公表）以外には使用しない。

なお、提出された提案書は返却しない。

## (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った入札参加者が負うものとする。

## (3) 入札参加者の制限

次のいずれかに該当する入札参加者は、以下の要件を満たすこと。

- 1) 建設企業のうち、少なくとも 1 者は、入札参加者の構成員とすること。建設業務を統括する企業は、必ず構成員にならないといけない。
- 2) 運営企業のうち、少なくとも 1 者は、入札参加者の構成員とすること。運営業務を統括する企業は、必ず構成員にならないといけない。
- 3) 参加表明書により参加の意思を表明した構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行い、市が承認した場合に限り変更を認める。

### 第3 PFI 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1. 責任の分担

##### (1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、PFI 事業者が担当する業務については、PFI 事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として PFI 事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

##### (2) 予想されるリスクと責任分担

市と PFI 事業者の責任分担は、原則として添付資料 1「リスク分担表（案）」によることとし、意見招請の結果を踏まえ、必要な事項については入札公告時に明らかにする。

#### 2. 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、「業務要求水準書」として提示し、最終的には事業契約で規定する。

#### 3. PFI 事業者の責任の履行に関する事項

PFI 事業者は、事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。

#### 4. 市による事業の実施状況のモニタリング

##### (1) モニタリングの実施

市は、PFI 事業者が定められた業務を確実に遂行し、「業務要求水準書」に規定した要求水準を達成しているか否かを確認すべく、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

##### (2) モニタリングの実施時期

###### 1) 設計段階

市は、PFI 事業者によって行なわれた設計が、事業契約書に定める水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

## 2) 建設段階

PFI 事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を定め、工事監理を行い、市が要請したときは、施工内容の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を行う。工事完成・施設引渡し時に、PFI 事業者は、施工記録を用意して、現場で市の確認を受ける。

この際、市は、施設の状態が事業契約書に定める水準を満たしているか否かについて確認を行う。

## 3) 維持管理・運営段階

市は、PFI 事業者が実施する維持管理業務及び運営業務について、定期的に業務の実施状況を確認するとともに、PFI 事業者の財務状況を確認する。

市は、事業契約終了時、施設の状態が事業契約書に定める水準を満たしているか否かについて確認を行う。

また、PFI 事業者は、毎年度、公認会計士による監査を経た財務状況について、市に報告するものとする。

### (3) モニタリングの結果による対応

市は、モニタリングの結果、PFI 事業者が実施する業務の水準が、事業契約書において定める水準を満たしていない場合には、業務内容の速やかな改善を求めるとともに、維持管理業務及び運営業務については、PFI 事業者に対してサービス購入費を未達成の度合いに応じて減額する。PFI 事業者は、市の改善要求に対し、自らの費用負担により、速やかに改善措置を講ずるものとする。

なお、減額の考え方については、入札説明書等にて提示する。

### (4) モニタリングの費用の負担

市が実施するモニタリングに係る費用は、市の負担とする。その他の費用は、PFI 事業者の負担とする。

### (5) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書等にて提示する。

## 第4 立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1. 立地条件

施設の敷地条件は、以下のとおりとする。

所在地	沼津市御幸町 92-1 ほか
現況	沼津市民文化センター、沼津勤労者体育センター、沼津市香陵武道場、沼津市立勤労青少年ホーム、旧香陵運動場管理棟、沼津市消防団第3分団詰所、沼津市営香貫駐車場、沼津市営香陵駐車場
敷地面積	約 4.1ha
土地所有者	沼津市
用途地域区分	①近隣商業地域（準防火地域） ②第一種住居地域
容積率	①300% ②200%
建ぺい率	①80% ②60%
日影規制	第一種住居地域において規制あり
交通アクセス	沼津駅から約 1.2km（直線距離で約 900m）

### 2. 施設構成の概要

施設の概要は、以下のとおりとする。

なお、本事業の施設の詳細な施設・整備内容、施設規模等及び整備条件等については、入札説明書等で明らかにする。

#### (1) 新市民体育館

諸室等	内容等
延床面積	12,900㎡未満
メインアリーナ	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効競技床61m×37m以上（有効天井高12.5m以上）</li> <li>市民の日常的なスポーツ等に利用</li> <li>大会、各種スポーツイベント、レクリエーション及び興行等に利用</li> </ul>
メインアリーナ 観覧席	<ul style="list-style-type: none"> <li>1,000席以上（固定席）</li> <li>通路部分を屋内ランニングコースとして利用</li> </ul>
サブアリーナ	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効競技床39m×32m以上（有効天井高12.5m以上）</li> <li>市民の日常的なスポーツ等に利用</li> <li>観覧スペースを確保</li> </ul>
武道場	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効競技床60m×18.5m以上</li> <li>柔道、合気道などの練習や大会に利用（畳敷き）</li> <li>剣道、空手、なぎなた等の練習や大会に利用（板張り）</li> </ul>
弓道場	<ul style="list-style-type: none"> <li>和弓（近的・28m）10人立</li> <li>講習会への対応や観覧スペースを確保</li> </ul>
フィットネス	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康体操やダンス等の教室や練習に利用</li> </ul>

スタジオ（多目的室）	
卓球場	・卓球台8台設置
大会本部室 選手控室 （会議・研修室）	・メインアリーナに併設 ・大会のほかスポーツに関連する研修、講習会、会議等多目的に利用 ・総合型地域スポーツクラブ等の会議、打合せ、交流の場として利用
トレーニング室	・筋力・体力の増強をはじめ、運動不足の解消や生活習慣病の予防など健康・体力づくりに利用 ・健康・体力相談室を併設する。 ・体力測定室を併設する。
子ども体育室 （キッズルーム）	・幼児や児童の体育室として利用
ラウンジスペース	・利用者の待機や休憩場所としての利用、市民の交流の場としての利用
更衣室、トイレ	・多機能トイレ（オストメイト対応）、身障者及び介助者に配慮した更衣室等の設置
器具庫 防災備蓄倉庫	・使い勝手のよい配置で、必要な器具、避難所用備蓄品を収納
事務室 機械室、通路階段等	・利用者動線や施設管理者動線に配慮するとともに、適切な規格と規模で設置

## (2) 新駐車場（平面部・立体部）

新駐車場の駐車台数は、平面部と立体部を合わせて 650 台を確保すること。

また、上記に加え、公用車専用の駐車台数 81 台（市マイクロバス 1 台を含む）を確保する。

## (3) 外構等

事業対象地を緑豊かな場所にすることや日常における賑わいの創出を目的に、2,000 m<sup>2</sup>以上のまとまった広場空間を確保する。

## (4) 自由提案施設

PFI 事業者が独立採算により実施する自由提案施設は、入札参加者の任意で提案するものであり、提案が義務付けられるものではない。

また、提案内容によっては、「沼津市普通財産の売払い及び貸付けに関する要綱」（平成 27 年 7 月 31 日 沼津市告示第 255 号）を準用し、賃料等を徴収する場合がある。

## 第5 事業計画及び事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画及び事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と PFI 事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的な措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

### 1. PFI 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

#### (1) PFI 事業者の債務不履行による事業契約の解約

PFI 事業者の提供するサービスが事業契約に規定する水準を下回る場合、その他事業契約で定める PFI 事業者の責めに帰すべき事由により、債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は PFI 事業者に対し、改善勧告をするとともに、一定期間内には是正計画の提出及び実施を求める。

また、PFI 事業者が当該期間内にかかる改善ができなかったときは、市は事業契約を解約し、または指定管理者の指定を取り消すことができる。

#### (2) PFI 事業者の倒産等の場合

PFI 事業者が倒産し、又は PFI 事業者の財務状況が著しく悪化する等により、事業契約に従った事業の継続的履行が困難と合理的に判断した場合、市は事業契約を解約し、指定管理者の指定を取り消す。

#### (3) 損害賠償

上記(1)あるいは(2)により市が事業契約を解約した場合、PFI 事業者は市に損害を賠償しなければならない。

### 2. 不可抗力等の事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力、その他市及び PFI 事業者のいずれの責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び PFI 事業者は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、市は事前に書面による通知をすることにより、市は事業契約を解約し、指定管理者の指定を取り消す。

### 3. 金融機関等（融資団）と市との協議

事業の継続性をできるだけ確保する目的で、市は、PFI 事業者に対し資金供給を行う金融機関等の融資機関（融資団）と協議を行い、当該融資機関（融資団）と直接協定を締結する。

### 4. その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

## 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

PFI 事業者が事業を実施するにあたり、法令等の改正により法制上または税制上の措置が適用されることとなった場合には、それによるものとする。

### 2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

PFI 事業者が事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を PFI 事業者が受けることができるよう努める。

### 3. その他の支援に関する事項

市は、PFI 事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

また、その他、市が支援できる可能性がある場合には、市と PFI 事業者とで協議のうえ、対応を検討する。

## 第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1. 議会の議決

市は、本事業の入札公告までに、議会の議決を経て債務負担行為として予算に定めるものとする。

また、施設の設置及びその管理に関する条例、事業契約の締結及び指定管理者の指定に関しては、2019年11月市議会定例会に上程し、議決を得る予定である。

### 2. 情報公開及び情報提供

本事業については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」及び「沼津市情報公開条例」に基づき情報を公開する。

本事業に係る情報提供は、適宜、市ホームページ等において行う。

### 3. 応募に伴う費用負担

入札参加者の応募にかかる費用については、すべて入札参加者の負担とする。

### 4. 問合せ先

担当部署 : 沼津市 都市計画部 香陵公園周辺整備室  
住 所 : 〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16番1号  
電 話 : 055-934-4883  
F A X : 055-933-1412  
電子メール : kouryo@city.numazu.lg.jp  
市ホームページ :

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/office/ichiran/toshikei/kouryou/index.htm>